

堺市役所における障害者雇用について

○障害者雇用率について

(令和元 6 月 1 日現在)

	市長部局	教育委員会	上下水道局
法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	4,488 人	2,970 人	525.5 人
障害者計	121.5 人	71.5 人	14 人
実雇用率	2.71%	2.41%	2.66%
(参考:法定雇用率)	2.50%	2.40%	2.50%

※「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」とは常勤職員及び非常勤職員のうち、1 年を超えて引き続き任用されることが見込まれる者の数。このうち、短時間勤務職員(週勤務時間数が 20 時間以上 30 時間未満の職員。以下同じ)は、1 人をもって 0.5 人とみなし、また、週勤務時間数が 20 時間未満の職員は、当該調査の対象となりません。

※障害者の数の算定における換算については、以下のとおりです。

- ・重度身体障害者又は重度知的障害者である職員は、1 人をもって 2 人の職員とみなす。
- ・重度身体障害者又は重度知的障害者の短時間勤務職員は、1 人をもって 1 人の職員とみなす。
- ・重度身体障害者又は重度知的障害者を除く短時間勤務職員は、1 人をもって 0.5 人とみなす。

○チャレンジ雇用・チャレンジオフィスについて

- ・本市では、障害のある職員の活躍をより一層推進し、様々な職員が能力を発揮する多様性のある職場づくりを通じた行政サービスの向上を図るため、令和 2 年 4 月に「堺市障害者活躍推進計画」を策定。
- ・本計画に基づく取組として、障害者の就労支援と障害者雇用の理解促進に向けた取組の一環として、「チャレンジ雇用」の拡充と「チャレンジオフィス」の開設を実施(別紙参照)。
- ・専門的な知識と経験を有する「障害者就労支援員」を配置し、障害のある職員の就労と職員が働く職場をサポートするなど、障害のある職員への能力開発や職場での定着支援を実施。
- ・チャレンジ雇用した職員数・・・16 名

(庁内各課と人事部内に設置したチャレンジオフィスに配属)